

評議員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人和松会定款第8条に基づき、評議員の報酬に関する事項を定める。

(評議員会への出席報酬)

第2条 評議員が評議員会及び理事会等に出席したときは、第3条により報酬及び交通費等を支払うものとする。

(報酬額)

第3条 評議員が受ける報酬及び交通費等の額は次のとおりとする。

- (1) 評議員会出席 日額 8,000円
- (2) 理事会（オブザーバー）等出席 日額 5,000円
- (3) 交通費等 法人役員等旅費規程を適用する。

(支給日及び支払方法)

第4条 支払い事実が発生したのち、速やかに通貨で本人に直接その全額を支払う。

(公表)

第5条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(退職慰労金)

第6条 評議員を退任された場合、寸志（記念品等含む）を支給することがある。

(改正)

第7条 この規程の改正は、評議員会の議決を得てから改正する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

平成30年7月1日改正

令和2年4月1日改正

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人和松会（以下「法人」という。）の役員の報酬に関する事項を定める。

(定義)

第2条 この規程で役員とは、法人の理事及び監事をいう。

(理事への報酬)

第3条 役員のうち法人業務を行う理事に対して各会計年度の総額が2,600,000円を超えない範囲で理事報酬を支給することができる。

ただし、役員が職員である場合は、これを支給しない。

(理事への支給額)

第4条 理事長及び業務執行理事への報酬及び交通費は別表1により支払う。

(監事への報酬)

第5条 役員のうち監事に対して各会計年度の総額が300,000円を超えない範囲で監事報酬を支給することができる。

(監事への支給額)

第6条 監事への報酬及び交通費は別表2により支払う。

(出張旅費等)

第7条 役員が法人業務のため出張（研修を含む）する場合の日当及び交通費は、法人役員等旅費規程を適用する。

ただし、役員が職員である場合は、職員旅費規程を適用する。

(支給日)

第8条 理事報酬は、毎月25日（支給日が金融機関休業日の場合は、前営業日）に支払う。または、支払い事実が発生したのち、速やかに通貨で本人に直接その全額を支払う。

2 監事への報酬は、支払い事実が発生したのち、速やかに通貨で本人に直接その全額を支払う。

(退職慰労金)

第9条 役員を退任された場合、寸志（記念品等含む）を支給することがある。

(公表)

第10条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改正)

第11条 この規程の改正は、評議員会の議決を得てから改正する。

附 則

この規程は、平成19年6月1日から施行する。

平成29年4月1日改正

平成30年7月1日改正

令和2年4月1日改正

別表1 (役員報酬規程第4条)

	支 給 額	交 通 費 等
理事長報酬	月額 80,000円	無 償
副理事長報酬	月額 80,000円	無 償
業務執行理事	日額 12,000円	無 償
理事の 理事会及び評議員会出席等	日額 5,000円	法人役員等旅費規程を適用する

別表2 (役員報酬規程第6条)

	支 給 額	交 通 費 等
理事会及び評議員会出席等	日額 8,000円	法人役員等旅費規程を適用する
外部監査立合い	日額 5,000円	法人役員等旅費規程を適用する
監事監査指導等	日額 10,000円	法人役員等旅費規程を適用する

別表平成29年4月1日施行
 別表平成30年7月1日改正
 別表令和2年4月1日改正